

第 12 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 6 年 1 2 月 1 6 日 (月) 午後 2 時 0 0 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 野田 清太・14 池山 允敏・15 宮本 政春
17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭・22 中野 たつ子
24 岡田 勇樹

以上 9 名

欠 席 委 員 16 中谷 秀也

出席部会員外委員

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事 務 局 職 員 野村事務局長・加賀事務局次長・小谷主事

総 合 支 所 久居：若松主査 一志：田中主事
白山：東山担当主幹 美杉：谷担当主幹

議 事 録 署 名 者 17 西森 偉統・24 岡田 勇樹

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 3 号 時効取得による所有権の移転について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)
議案第 6 号 非農地証明願について
議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 5 6 号)
附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>
議案第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第 1 8 条第 3 項の規定による意見書
の提出について (賃貸借権、使用貸借) <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	それでは、第12回第2農地部会を開会いたします。 本日の欠席は16番 中谷 秀也委員の1名で出席委員数は9名でございます。 議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。 17番 西森 偉統委員、24番 岡田 勇樹委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。 本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。 それでは初めに会長専決等の報告事項に入ります。
事 務 局	それでは、議案書の1ページから2ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。 番号1から3で、件数は3件、合計面積は29,797㎡で、その内訳は田が27,772㎡、畑が2,025㎡でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。 3ページから5ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。 番号1から7で、件数は7件、合計面積は17,169㎡で、その内訳は田が12,944㎡、畑が4,155㎡、その他が70㎡でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。 6ページをお願いいたします。 報告第3号 時効取得による所有権の移転について、でございます。 番号1 権利者 _____、申請地は畑で、取得年月日は昭和48年8月1日でございます。 番号2 権利者 _____、申請地は畑で、取得年月日は昭和42年7月23日でございます。 以上、件数は2件、合計面積は723㎡で、すべて畑でございます。 この案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。 報告案件は以上です。
議 長	それでは、議案事項に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、7ページをお願いいたします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でござ

います。

番号1、地区 久居、申請地 久居北口町駒走り____、登記地目・現況地目とも畑、面積 6 1 8 m² 外1筆、合計面積 8 1 6 m²、受人 ____、面積 1 3, 4 8 8 m²、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号2、地区 久居、申請地 久居明神町藤山____、登記地目 山林、現況地目 畑、面積 2, 6 2 4 m²、受人 ____、面積 0 m²、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号3、地区 久居、申請地 須ヶ瀬町川合____、登記地目・現況地目とも田、面積 7 4 0 m² 外1筆、合計面積 1, 3 1 5 m²、受人 ____、面積 1 0 7, 2 5 4. 9 1 m²、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、相続人不存在のためです。

番号4、地区 大井、申請地 一志町井関北山____、登記地目・現況地目とも畑、面積 3 3 7、受人 ____、面積 5, 6 3 0 m²、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号5、地区 大井、申請地 一志町井関北山____、登記地目・現況地目とも畑、面積 2 3 1 m² 外2筆、合計面積 5 6 4 m²、受人 ____、面積 5, 6 3 0 m²、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号6、地区 大井、申請地 一志町井関北山____、登記地目・現況地目とも畑、面積 2 9 7 m² 外9筆、合計面積 8 9 2. 7 3 m²、受人 ____、面積 5, 6 3 0 m²、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

8ページをお願いいたします。

番号7、地区 大井、申請地 一志町井関北山____、登記地目・現況地目とも畑、面積 3 4 7 m²、受人 ____、面積 5, 6 3 0 m²、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号8、地区 大井、申請地 一志町井関北山____、登記地目・現況地目とも畑、面積 3 0 7 m²、受人 ____、面積 5, 6 3 0 m²、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号9、地区 大井、申請地 一志町井関谷戸____、登記地目・現況地目とも畑、面積 5 2 m² 外5筆、合計面積 1, 8 8 7 m²、受人 ____、面積 5, 6 3 0 m²、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

9ページをお願いいたします。

番号10、地区 大井、申請地 一志町井関北山____、登記地目・現況地目

とも畑、面積 585㎡、受人 _____、面積 5,630㎡、渡人 _____。
譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号11、地区 高岡、申請地 一志町高野上野____、登記地目 宅地、現況地目 畑、面積 1,485.36㎡の内586㎡、受人 _____ 外1名、面積 0㎡、渡人 _____。
譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号12、地区 倭、申請地 白山町南出高戸____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,327㎡ 外2筆、合計面積 3,752㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。
譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号13、地区 家城、申請地 白山町南家城古屋敷____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 333㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。
譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号14、地区 多気、申請地 美杉町上多気六田____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,123㎡ 外5筆、合計面積 6,866㎡、受人 _____、面積 23,711㎡、渡人 _____。
譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

10ページをお願いいたします。

以上、件数は14件、合計面積は21,211.73㎡で、その内訳は田が12,266.00㎡、畑が5,537.73㎡、その他が3,408㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

田口委員 6番田口です。12月6日に現地を見てまいりました。推進委員4名、諸戸部会長、野田委員、中野委員、事務局と見てまいりました。問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

2番、3番も一緒に、8日に行ってまいりました。同じく、問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 4番から10番、お願いします。

宮本委員 15番宮本です。12月6日に池山委員、推進委員2名、事務局と確認してきました。事務局の説明通りです。

議長 11番、お願いします。

池山委員	14番池山です。_____の1番上にありますけれども、果樹が植えてあるので畑ということで、問題はないと確認をしました。
議 長	12番、お願いします。
岡田委員	24番岡田です。12月6日に西森委員、私と、地元推進委員、事務局と確認してまいりました。 現地を見てまいりましたが、きちっとしてありまして就農するので問題ないと思います。
議 長	13番、お願いします。
西森委員	17番西森です。12月6日に中谷委員、岡田委員、事務局、推進委員と見てまいりました。場所は_____の東側へ行く集落の中です。近所の方が耕作されるということでなんの問題もないと思います。
議 長	14番、お願いします。
結城委員	18番結城です。6日に地元推進委員と事務局で現地の確認をいたしました。レンコン栽培をしていたが高齢で、土地を買ってくれということです。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	11ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。 番号1、地区 川合、申請地 一志町片野西垣内_____, 登記地目 田、現況地目 宅地、面積 49㎡ 外1筆、合計面積 125㎡、申請者 _____。 これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。 昭和52年頃に住宅用地にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は125㎡で、すべて田でございます。

これらの案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

池山委員 14番池山です。6日に宮本委員、事務局、地元の推進委員3名と確認しました。すでに住宅になっております。集落の中で問題なかろうと思います。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 12ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居明神町南狭間____、登記地目・現況地目とも畑、面積 161㎡ 外1筆、合計面積 1,172㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、548㎡、パネル設置率は、46.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、申請地 久居明神町南狭間____、登記地目 山林、現況地目 畑、面積 870㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、412㎡、パネル設置率は、47.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、申請地 久居明神町南狭間____、登記地目・現況地目とも畑、面積 723㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、448㎡、パネル設置率は、61.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 久居、申請地 戸木町宝録____、登記地目・現況地目とも田、面積 690㎡ 外1筆、合計面積 1,080㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 久居、申請地 新家町岸角____、登記地目・現況地目とも田、面積 597㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、266㎡、パネル設置率は、44.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 久居、申請地 新家町坂額____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,748㎡ 外7筆、合計面積 7,447㎡、受人 ____、渡人 ____ 外3名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、3693.9㎡、パネル設置率は、49.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

13ページをお願いいたします。

番号7、地区 久居、申請地 新家町坂額____、登記地目・現況地目とも田、面積 697㎡ 外8筆、合計面積 6,197㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、3551.4㎡、パネル設置率は、57.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

14ページをお願いいたします。

番号8、地区 栗葉、申請地 庄田町前川原____、登記地目・現況地目とも畑、面積 280㎡ 外2筆、合計面積 709㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

一体利用地を含めた総面積777㎡の内、パネル設置面積は、272.7㎡、パネル設置率は、35%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 栗葉、申請地 庄田町前川原____、登記地目・現況地目とも畑、面積 793㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、278.6㎡、パネル設置率は、35.1%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 栗葉、申請地 庄田町前川原____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,038㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、404.4㎡、パネル設置率は、38.9%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 栗葉、申請地 庄田町上出____、登記地目・現況地目とも畑、面積 641㎡ 外1筆、合計面積 859㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、432.3㎡、パネル設置率は、50.3%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 栗葉、申請地 庄田町沓掛____、登記地目・現況地目とも畑、面積 56㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

15ページをお願いいたします。

番号13、地区 栗葉、申請地 庄田町沓掛____、登記地目・現況地目とも畑、面積 525㎡ 外1筆、合計面積 86㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

一体利用地を含めた総面積778㎡の内、パネル設置面積は、483㎡、パネル設置率は、62%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 栗葉、申請地 庄田町貝下____、登記地目・現況地目とも畑、面積 892㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、345.9㎡、パネル設置率は、38.7%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 大井、申請地 一志町井関片山____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 4.65㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

令和6年2月に太陽光発電施設用地にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬十王寺____、登記地目・現況地目とも畑、面積 813㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、361㎡、パネル設置率は、44.4%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 川合、申請地 一志町小山中野____、登記地目・現況地目
とも畑、面積 223㎡ 外2筆、合計面積 804㎡、受人 ____、渡人
____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 高岡、申請地 一志町高野赤坂____、登記地目・現況地目
とも畑、面積 869㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
一体利用地を含めた総面積1,371㎡の内、パネル設置面積は、464.9㎡、
パネル設置率は、33.9%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

16ページをお願いいたします。

番号19、地区 高岡、申請地 一志町高野下川原____、登記地目・現況地
目とも田、面積 39㎡ 外6筆、合計面積 1,498㎡、受人 ____、渡
人 ____ 外3名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、432.3㎡、パネル設置率は、28.8%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号20、地区 高岡、申請地 一志町高野洲合____、登記地目・現況地目
とも田、面積 340㎡ 外2筆、合計面積 822㎡、受人 ____、渡人
____ 外2名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、360.2㎡、パネル設置率は、43.8%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号21、地区 高岡、申請地 一志町高野野田____、登記地目 田、現況
地目 雑種地、面積 87㎡ 外10筆、合計面積 927.57㎡、受人 ____
____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を建売（分譲）住宅用地とするものです。
令和6年1月に住宅用地にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追
認しようとするものです。
許可書の交付につきましては、指導要綱との同時許可となります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

17ページをお願いいたします。

番号22、地区 倭、申請地 白山町南出縄手____、登記地目 畑、現況地
目 宅地、面積 112㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

平成20年頃に住宅用地にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

18ページをお願いいたします。

番号23、地区 家城、申請地 白山町南家城古屋敷____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 231㎡ 外1筆、合計面積 680㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

昭和31年頃に住宅用地にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は23件、合計面積は29,649.22㎡で、その内訳は田が18,176.57㎡、畑が10,602.65㎡、その他が870㎡でございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
1番から7番、お願いします。

田口委員 6番田口です。6日に見て参りました。
1番は事務局説明通り問題ないと思います。
2番、3番、4番についても事務局説明通り問題ないと思います。
5番から7番、6日の日に野田委員、推進委員3名、事務局と見て参りました。

議長 8番から14番、お願いします。

野田委員 7番野田です。12月6日に田口委員、地元推進委員3名、事務局と見て参りました。

8番は周辺がほぼ太陽光で、営農には影響がないものと思われま。事務局の説明通り問題ないと思われま。

9番は耕作されておらず、周辺農地には影響なく、事務局の説明通りでございます。問題はないものと思われま。

10番は先ほど9番の下手に位置する田んぼでございます。この場所はもう竹藪となっておりまして、隣接地の営農にも全く影響ないところ。事務局の説明通り問題はありません。

11番ですけど、現在は野菜なども作っている畑ですが、近隣に太陽光発電設備もございま。隣接地の営農には影響ないと思われま。事務局の説明通り問題はありません。

12番ですけど、息子が家を建てるのに間口が狭いので、息子に与えるものでございま。隣接地の営農には影響なく、事務局の説明通り問題ないものと思われま。

	13番は現在耕作されておりません。隣接農地にも影響なく、事務局説明通り問題ないと思われます。 14番はこれにつきましても隣接農地に影響なく、事務局の説明通り問題ないと思われます。
議長	15番、16番、お願いします。
宮本委員	15番宮本です。15番は越境して敷地内に取り込んでしまったようです。 16番は推進委員さん立ち会いで事務局と見て参りましたが、問題ないと思います。
議長	17番、お願いします。
池山委員	14番池山です。17番は_____の直ぐ南側で、問題はなかろうと判断しました。 18番は12月6日に宮本委員、地元推進委員、事務局と見てきました。太陽光が点在しているところで、問題はなかろうということです。 19番は_____の直ぐ東側です。太陽光施設が広がっておるところの隣接するところでやむを得ないということです。 20番は住宅が広がってきているところですが、やむを得ないということです。 21番は先ほど宮本委員が説明をされた_____の分譲地で、_____のすぐ北側、_____の崖下で、見たところ荒れているところですが、一帯を住宅用地として開発したいということです。問題なしと思います。
議長	22番、お願いします。
岡田委員	24番岡田です。先ほどの_____の西側です。道の上に_____が建っています。そこから3メートルほど下に_____があります。_____が家を買われた時に、_____の下段差に境界のように石垣が積んであるのですが、その側の畑で問題ないかと思います。
議長	23番、お願いします。
西森委員	17番西森です。この場所はすでに家が建っておりまして、_____から仕事で引っ越しされるということです。
議長	地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>

議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	19 ページをお願いいたします。 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。 番号 1、地区 川合、申請地 一志町其村瀬古和田____、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 97 m²、借人 ____、貸人 ____。 これにつきましては、申請地を 3 年間、貸資材置場用地（一時転用）とするものです。 農地区分は、第 1 種農地と判断されます。 番号 2、地区 高岡、申請地 一志町高野大垣内____、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 2,285 m² 外 1 筆、合計面積 3,540 m²、借人 ____、貸人 ____。 これにつきましては、申請地を令和 7 年 1 月 31 日まで、資材置場用地（一時転用）とするものです。 農地区分は、農用地区域内農地と判断されます。 番号 3、地区 高岡、申請地 一志町高野大垣内____、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 3,183 m²、借人 ____、貸人 ____。 これにつきましては、申請地を令和 7 年 9 月 21 日まで、資材置場用地（一時転用）とするものです。 農地区分は、農用地区域内農地と判断されます。 以上、件数は 3 件、合計面積は 6,820 m²で、すべて田でございます。 これらの案件につきましても、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
議 長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。 1 番、2 番、3 番、お願いします。
池山委員	14 番池山です。事務局の説明通り問題ありません。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>

議 長	それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	20ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。 番号1、地区 栗葉、申請地 庄田町沓掛_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 340㎡、借人 _____ 外1名、貸人 _____。 これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は1件、合計面積は340㎡で、すべて畑でございます。 この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
野田委員	7番野田です。12月6日に諸戸部会長、田口委員、地元推進委員3名、事務局と確認いたしました。この土地を借りて、息子さんの家を建てるということでございます。事務局の説明通り問題はないかと思われます。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第6号 非農地証明願についてを議題といたします。 事務局の説明をお願いします。

事務局 21 ページをお願いいたします。
議案第 6 号 非農地証明願について
番号 1、地区 八幡、願出者 _____ 外 1 名、対象地 美杉町川上坂本 _____、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 214 ㎡。
これにつきましては、空中写真撮影記録証明書（平成 7 年撮影）により、対象地に 20 年以上前から山林として利用しており現在に至ることが確認できます。

以上、件数は 1 件、合計面積は 214 ㎡で、すべて畑でございます。
この案件につきましては、農地以外の用に供され 20 年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第 3 条第 1 項第 2 号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

結城委員 18 番結城です。ぐると山です。だれが見てもしょうがない。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 6 号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 6 号については証明することに決定したいと思います。
次に別冊でお配りしました議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。
それでは、資料の 1 ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。
各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。
久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で 53,412 ㎡、畑の賃貸借、使用貸借で 2,065 ㎡、契約件数は 22 件でございます。
一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で 46,658 ㎡、畑の使用貸借、所有権移転で 3,341 ㎡、契約件数は 11 件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借で16,953㎡、契約件数は9件でございます。

美杉地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で3,459㎡、契約件数は2件でございます。

以上、合計で田の集積が賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて120,482㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて5,406㎡、合計契約件数は44件、合計面積は125,888㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区15件、一志地区10件、白山地区8件、美杉地区0件で、合計33件、合計面積は106,665㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で75.0%、面積で84.7%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

人・農地プランの作成が要件となっている新規の中間管理事業が10件あります。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、2ページからの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件はございません。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。これらの案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

次に別冊でお配りしました議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について(賃貸借権、使用貸借)を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局

議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定によ

る意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、でございます。

それでは1ページから3ページをお願いします。

件数は8件、合計面積は38,163㎡で、その内訳は田が37,248㎡、畑が915㎡でございます。

意見の提出については、農地中間管理機構は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっています。農業委員会は賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人であるか等」の要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。

また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。

今回提出させていただきました促進計画につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。

最後に、今回の促進計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件はございません。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。これらの案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第12回第2農地部会を閉会します。

午後2時58分

上記は、第12回第2農地部会の議事を録したものである。

令和6年12月16日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____